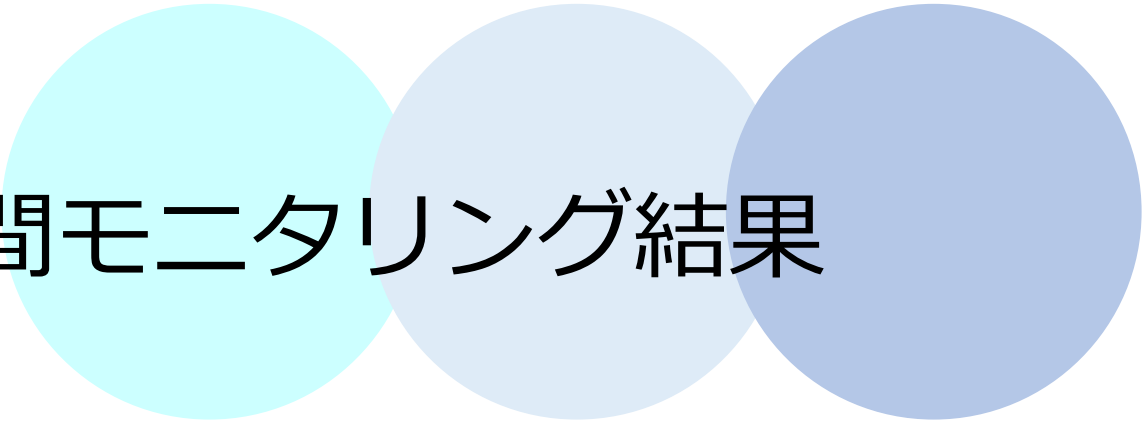




県による年間モニタリング結果

宮城県企業局水道経営課

1. モニタリングの概況（月例報告会）



- 令和7年度の指摘件数は4件
- いずれの指摘も運営権者において早期に対応又は改善されたことを確認

○ 指摘件数 ▶ 事業別／月別

事業／月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	計
法人	1												1	2件
大崎広域水道用水供給事業					1									2件
仙南・仙塩広域水道用水供給事業														1件
仙塩工業用水道事業														1件
仙台圏工業用水道事業														1件
仙台北部工業用水道事業			1											1件
仙塩流域下水道事業														1件
阿武隈川下流流域下水道事業														1件
鳴瀬川流域下水道事業														1件
吉田川流域下水道事業														1件
月別計	1		1		1								1	4件

※ 複数月に継続した指摘は初月に1件としてカウント
※ 複数事業に共通する指摘は1件としてカウント

○ 指摘件数 ▶ 分野別

	経営	維持管理	改築	計
計	2件	2件	0件	4件

○R7年度の指摘件数はR6年度と比較して2件減少した

年度	R6年度	R7年度	差
計	6	4	▲ 2

2. 半期事業報告会の開催状況

R7年度第2回委員会報告 再掲

11月14日（金） 半期・第2四半期業務報告書 および セルフモニタリング結果を受領

半期末から
45日以内に提出

※ 県のモニタリング確認様式を用いて内容を確認

※ 県の外部アドバイザー（公認会計士等）

12月18日（木） 半期事業報告会を開催



**1月16日（金） 「モニタリング結果半期報告書（令和7年度上半期）」を
県のホームページで公表**

3. 年度事業報告会の開催状況



6月30日（火） 年間業務報告書 および セルフモニタリング結果を受領

※年度末から
90日以内に提出
(未達)

※ 県のモニタリング確認様式を用いて内容を確認

※ 県の外部アドバイザー（公認会計士等）

7月16日（木） 年度事業報告会を開催



9月1日（火） 「モニタリング結果年次報告書（令和7年度）」を 県のホームページで公表

指摘事項

任意事業において、小水力発電事業者が独断で受水自治体へ水量変更の調整を行った事案が発生し、小水力発電事業者に対する運営権者のガバナンス上の不備があったことを指摘した。

対応結果

- 本事案を受け、同様事例の再発防止に向け運営権者が管理体制見直しを行った。

5. 6月度モニタリング結果

R7年度第2回委員会報告 再掲

指摘事項

事務の不備により、全ての事業の月間運転管理報告書及び月間保守点検・修繕報告書の提出期限を1日超過した。（提出期限：月末から15日以内）

対応結果

- 本件を踏まえ、運営権者において社内の管理体制の見直しを行い、再発防止を図ることとした。

6. 8月度モニタリング結果

R7年度第2回委員会報告 再掲

指摘事項

大崎広域水道用水供給事業中峰浄水場において、総トリハロメタンが県基準値未達のおそれがあったが、その際のリスク管理対応に不備があったことを指摘した。

対応結果

- 本件を踏まえ、より安全性を高めるため、総トリハロメタンの検出値が管理目標値に近い値となった場合は、分析結果の詳細なチェックと、その原因が特定できない時等は、必要に応じて再試験を速やかに実施し、再発防止を図ることとした。

7. 年間モニタリング結果



指摘事項

経営について、年度事業報告書及び法人・9個別事業・任意事業に係る財務諸表の提出が、要求水準書に定める提出期限を1日超過した。（提出期限：事業年度末から90日以内）

対応結果

- 本件を踏まえ、今後は事前の県との厳密な期日相互確認の実施や、全社的な「期日マスター台帳」による一元管理・クロスチェック体制を構築した。また、社内管理上の表記を確定日付へ統一して認識の齟齬を防ぐとともに、関係部署への周知・再教育を事象発生後速やかに実施するなど、管理体制の抜本的な見直しによる再発防止を図った。

8. 抜き打ち水質結果（R7年度）



水道用水供給事業

- 受水点における水道法20条に基づく水質検査

- 大崎広域水道

- 6月24日実施：涌谷受水点（涌谷町）、松島受水点（松島町）

- 10月15日実施：田尻受水点（大崎市）、大郷受水点（大郷町）

- 仙南・仙塩広域水道

- 6月24日実施：山元山寺受水点（山元町）、仙台中山受水点（仙台市）

- 10月21日実施：松島受水点（松島町）、亶理逢隈受水点（亶理町）

流域下水道事業

- 放流水を対象とした下水道法、水質汚濁防止法に基づく水質検査

- 仙塩流域下水道 5月28日実施

- 阿武隈川下流流域下水道 5月28日実施

- 鳴瀬川流域下水道 5月28日実施

- 吉田川流域下水道 5月28日実施

全ての検査において、水質基準を満足していることを確認した。

9. 抜き打ち水質結果（R8年度）



水道用水供給事業

- 受水点における水道法20条に基づく水質検査

- 大崎広域水道

6月17日実施：涌谷受水点（涌谷町）、松島受水点（松島町）

- 仙南・仙塩広域水道

7月28日実施：山元山寺受水点（山元町）、多賀城受水点（多賀城市）

流域下水道事業

- 放流水を対象とした下水道法、水質汚濁防止法に基づく水質検査

- 仙塩流域下水道 5月27日実施

- 阿武隈川下流流域下水道 5月27日実施

- 鳴瀬川流域下水道 5月27日実施

- 吉田川流域下水道 5月27日実施

全ての検査において、水質基準を満足していることを確認した。

10. 維持管理・改築に関する年間モニタリング結果

維持管理

- 上水水質における県基準値未達のおそれがあった際のリスク対応に不備があるなど、細かな運転管理上の不備が見受けられたが、事象が発生した際には、県や状況に応じて関係市町村等とも連携して影響を最小とする適切な対応がとられているほか、原因調査、手順の見直し及び教育の実施等、再発防止のための取り組みがなされている。なお、改善命令を発出する事案は発生していない。
- 保守点検において発見された施設の不具合等に対しては、運転管理に支障が生じないよう保全や修繕等の処置が適切に行われている。
- 概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。

改 築

- 維持管理業務から得られた知見及び健全度調査を踏まえ、施設の状態に応じた改築時期の見直しを行うなど、更新投資の最適化にも継続的に取り組んでいる。
- 発注予定の設計及び工事は、概ね計画通りに実施されていることを確認した。
- 完工予定の工事は、個別要因による遅れが生じているものの、概ね計画通りに実施されていることを確認した。

1 1. 経営に関する年間モニタリング結果



経 営

- 事業計画書及び報告書は県と協議の上概ね適切に提出された。
- 事業運営に必要な組織体制が構築され、有資格者等も適切に配置されている。
- セルフモニタリング実施計画書に基づき適切にセルフモニタリングが実施された。
- 適時、適切な情報の公開が行われている。
- 環境に配慮し省エネルギーに努めるとともに、臭気や騒音等に関して寄せられた苦情に対しても適切に対応した。
- 地域貢献として、地域の高等専門学生向け職場見学会を開催するなど地域人材の雇用に取り組むほか、地元企業や県職員も参加する特別教育や技術教育（みずむすびアカデミー）を実施し、地域活性化及び技術継承に取り組んでいる。
- 見学者の受け入れのほか、様々な媒体を通じた積極的な広報活動が行われていることを確認した。
- 概ね計画通りに業務が実施されたことを確認した。

1 2. 財務状況に関する年間モニタリング結果



財 務

法人

- 財務数値及び財務指標並びに個別事業の財務数値とも異常値は見られず、健全な財務状況が保たれていることを確認した。

また、利用料金収入の増加に連動した外注費等は増加したものの、業務効率化等による経費圧縮により、増益を達成していることを確認した。個別事業における収支状況については、上水道事業については概ね年間計画以上の収益、流域下水道事業については、概ね年間計画通りの収益となっていることを確認した。

みずむすびサービスみやぎ（維持管理会社）

- 電力単価、薬品単価及び廃棄物処理費用の上昇等、引き続き厳しい経営環境にあったが、電気受給契約先変更等の経費削減により、純利益で黒字を確保した。



所 見

- 年間を通して概ね計画通りに運営がなされ、概ね要求水準を満たしているものの、任意事業におけるガバナンス不足や書類提出時期の遅れなど、年間で4件の指摘が発生した。一方で、令和7年9月に発生したかび臭の対応については、急変する水質に昼夜を問わず柔軟に対処し、基準値を満足する安定的な水の供給が行われており、特筆すべきものであった。
- 運営権者においては、令和7年度の指摘や業務経験を踏まえ、より一層、内部統制の強化、ヒューマンエラーの防止及びインシデントの発生防止に努めるとともに、運転管理上の不備や施設の不具合、天候の影響等があった場合でも安定した事業運営が行えるよう、引き続き技術力や危機対応能力の向上、関係機関との連携体制の強化に取り組まれない。
- 地域貢献として引き続き、地元企業発注率や地域人材雇用率の向上、みずむすびアカデミーを通じた地域の技術力の確保などに取り組まれない。
- 県においても、引き続き、運営権者との連携を密に積極的な助言・指導を行い、安定的な事業運営に努めていく。